	二類	三類	四類
北海道及び東京都の区域	三〇、五三〇円　二七、四八〇円　二四、四二〇円　二一、三七〇円　一八、二三〇円		
福島県の区域	四二、八七〇円　三五、三八、五八〇円　三四、三〇〇円　三〇、〇一〇円　二五、七二〇円		
熊本県の区域	四三、五三〇円　三九、一八〇円　三四、八二〇円　三〇、四七〇円　二六、一二〇円		
宮崎県の区域	五三、一四〇円　四七、八三〇円　四二、五一〇円　三七、二〇〇円　三一、八八〇円		
鹿児島県の区域	四七、三九〇円　四二、六五〇円　三七、九一〇円　三三、一七〇円　二八、四三〇円		
北海道及び東京都の区域	六一、九一〇円　五五、七二〇円　四九、五三〇円　四三、三四〇円　三七、一五〇円		
長野県の区域	八七、三〇〇円　七八、五七〇円　六九、八四〇円　六一、一一〇円　五二、三八〇円		
長崎県の区域	一六六、〇三〇円　一四九、四三〇円　一三二、八二〇円　一一六、二二〇円　九九、六二〇円		
熊本県の区域	九一、二六〇円　八二、一三〇円　七三、〇一〇円　六三、八八〇円　五四、七六〇円		
北海道及び東京都の区域	四七、八五〇円　四三、〇七〇円　三八、二八〇円　三三、五〇〇円　二八、七一〇円		
福島県の区域	六五、二七〇円　五八、七四〇円　五二、二二〇円　四五、六九〇円　三九、一六〇円		
長野県のうち小諸市、佐久市、東御市及び北佐久郡の区域	七四、三一〇円　六六、八八〇円　五九、四五〇円　五二、〇二〇円　四四、五九〇円		
長野県のうち小諸市、佐久市、東御市及び北佐久郡以外の区域	四一、六九〇円　三七、五二〇円　三三、三五〇円　二九、一八〇円　二五、〇一〇円		
長崎県の区域	九三、五六〇円　八四、二〇〇円　七四、八五〇円　六五、四九〇円　五六、一四〇円		
熊本県の区域	五三、五六〇円　四八、二〇〇円　四二、八五〇円　三七、四九〇円　四二、一四〇円		
鹿児島県の区域	八五、〇〇〇円　七六、五〇〇円　六八、〇〇〇円　五九、五〇〇円　五一、〇〇〇円		

○農林水産省告示第二千三百三十一号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十四年産のスイートコーンに係る同項の農林水産大臣が定める地域及び千キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十三年十二月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

平成二十四年産のスイートコーンに係る農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる地域とし、当該スイートコーンに係る千キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、同表の上欄に掲げる区分ごと及び同表の中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

農業災害補償法第百二十条の十二第一項第一号の農林水産大臣が定める区分		千キログラム当たり共済金額の範囲
一類	北海道及び東京都の区域	三二、七五〇円　二九、四八〇円　二六、二〇〇円　二二、九三〇円　一九、六五〇円
二類	北海道及び東京都の区域	一一一、〇五〇円　九九、九五〇円　八八、八四〇円　七七、七四〇円　六六、六三〇円
	茨城県の区域	一六二、四七〇円　一四六、二二〇円　一二九、九八〇円　一一三、七三〇円　九七、四八〇円
	埼玉県の区域	二一五、二六〇円　一九三、七三〇円　一七二、二一〇円　一五〇、六八〇円　一二九、一六〇円
	大分県の区域	一七九、七四〇円　一六一、七七〇円　一四三、七九〇円　一二五、八二〇円　一〇七、八四〇円
	宮崎県の区域	二五四、〇八〇円　二二八、六七〇円　二〇三、二六〇円　一七七、八六〇円　一五二、四五〇円

○農林水産省告示第二千三百三十二号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十四年産のかぼちゃに係る同項の農林水産大臣が定める地域及び千キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十三年十二月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

平成二十四年産のかぼちゃに係る農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、次の表の上欄に掲げる地域とし、当該かぼちゃに係る千キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、同表の上欄に掲げる地域ごとに、同表の下欄に定めるとおりとする。

地域	千キログラム当たり共済金額の範囲
北海道及び東京都の区域	八三、一四〇円　七四、八三〇円　六六、五一〇円　五八、二〇〇円　四九、八八〇円　一八六、一八〇円　一六七、五六〇円　一四八、九四〇円　一三〇、三三〇円　一一一、七一〇円
茨城県の区域	